

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 -	千円 -
		3,792	258,789,955
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	156	3,683,798
	債 務 控 除 額	2,103	18,459,834
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	488	2,165,581
課 税 価 格		実 3,823	246,179,500
相 続 税 額	算 出 税 額	3,752	28,540,172
	2 割 加 算 額	396	318,749
	計	実 3,753	28,858,921
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	155	70,050
	配 偶 者	642	6,160,604
	未 成 年 者	42	12,437
	障 害 者	105	118,963
	相 次 相 続	166	243,032
	外 国 税 額	-	-
	計	実 1,047	6,605,086
差 引 税 額		実 3,221	22,253,835
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		47	162,604
小 計		3,214	22,091,231
農 地 等 納 税 猶 予 額		114	1,209,074
株 式 等 納 税 猶 予 額		5	659,622
山 林 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 3,181	20,273,267
	還 付 税 額	実 24	50,732
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,437	113,540,000

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 20 年 分	3,950	280,567,899	39,715,123	11,050,887	3,355	25,838,447	23	51,670	1,454
平成 21 年 分	3,767	260,254,631	32,797,575	9,511,237	3,152	19,569,732	19	44,394	1,377
平成 22 年 分	3,875	254,076,992	32,011,971	8,380,752	3,288	22,356,288	25	82,987	1,439
平成 23 年 分	3,886	241,495,212	25,912,304	6,431,419	3,228	17,648,906	26	72,373	1,454
平成 24 年 分	3,823	246,179,500	28,858,921	6,605,086	3,181	20,273,267	24	50,732	1,437

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	418	25,720,305	333	1,684,476	164
鳴門	195	12,398,081	157	691,548	85
阿南	81	5,504,944	66	543,842	33
川島	45	2,500,983	37	99,412	20
脇町	22	1,360,436	17	60,858	9
池田	19	1,049,765	19	83,620	7
徳島県計	780	48,534,514	629	3,163,757	318
高松	559	36,581,404	462	3,853,754	213
丸亀	164	9,315,414	141	534,378	65
坂出	88	7,597,630	73	1,021,968	31
観音寺	92	5,714,105	74	329,869	39
長尾	50	3,305,323	46	255,764	22
土庄	35	1,321,344	28	46,797	9
香川県計	988	63,835,220	824	6,042,530	379
松山	767	46,404,619	645	3,328,813	271
今治	222	15,717,288	189	1,605,564	77
宇和島	73	5,045,270	59	461,931	29
八幡浜	54	3,214,814	47	209,179	21
新居浜	73	4,133,939	58	274,450	25
伊予西条	79	4,739,358	66	215,138	31
大洲	52	2,891,638	42	131,694	18
伊予三島	95	6,419,684	80	448,469	33
愛媛県計	1,415	88,566,610	1,186	6,675,237	505
高知	381	29,335,884	319	3,165,760	139
安芸	19	1,426,930	17	204,584	9
南国	102	6,588,379	86	485,461	39
須崎	43	1,728,401	41	66,725	13
中村	38	3,361,758	29	338,950	13
伊野	57	2,801,804	50	130,264	22
高知県計	640	45,243,156	542	4,391,744	235
合計	3,823	246,179,500	3,181	20,273,267	1,437

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
		人	千円	人	千円	人	
本年分	申 告 額	3,823	245,968,986	3,187	20,263,439	1,437	
	修正申告による増差額	43	528,507	65	102,131	37	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	28	317,993	43	92,303	19	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 3,823	246,179,500	実 3,181	20,273,267	実	1,437
過 年 分	申 告 額	183	7,184,269	160	314,800	90	
	修正申告による増差額	674	7,970,891	852	1,303,335	380	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	132	1,369,724	155	226,090	77	
	決 定 額	2	47,638	1	776	2	
	計	実 979	13,833,074	実 1,149	1,392,821	実	480
合 計	申 告 額	4,006	253,153,255	3,347	20,578,239	1,527	
	修正申告による増差額	717	8,499,398	917	1,405,466	417	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	160	1,687,717	198	318,393	96	
	決 定 額	2	47,638	1	776	2	
	計	実 4,802	260,012,574	実 4,330	21,666,088	実	1,917

調査対象等： 「本年分」は平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過 年 分」は、平成23年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年11月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成22年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	9	720	20	7,050	3	420
過 年 分	673	112,591	121	43,739	39	74,011
合 計	682	113,311	141	50,789	42	74,431

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1 億円以下	402	33,739,655	1,052,625	143,605	493,226	909
1 億円超	708	98,342,361	1,215,069	672,193	4,425,997	2,135
2 "	193	46,552,480	546,310	403,253	3,922,953	635
3 "	100	37,512,355	359,588	304,535	4,655,201	363
5 "	20	11,935,184	178,679	115,174	2,228,012	76
7 "	8	6,534,733	294,831	390,600	1,380,412	28
10 "	4	4,824,831	-	17,997	1,019,205	15
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	2	6,527,387	-	37,700	2,138,433	8
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,437	245,968,986	3,647,102	2,085,056	20,263,439	4,169

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	5	82	149	135	31	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	61	167	272	134	50	18	3	-	1	-	-
2 "	-	11	32	81	49	9	7	1	-	3	-	-
3 "	-	3	13	38	28	10	5	-	-	2	1	-
5 "	-	-	4	5	5	4	1	1	-	-	-	-
7 "	-	-	1	3	3	1	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	157	368	535	251	74	33	5	-	6	1	-

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	597	21,214,870
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	470	6,883,809
	宅地（借地権を含む。）	1,318	73,194,686
	山林	331	333,429
	その他の土地	370	7,665,625
	計	実 1,346	109,292,418
家屋、構築物		1,265	13,404,467
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	196	280,306
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	26	291,586
	売掛金	46	144,151
	その他の財産	78	625,593
	計	実 249	1,341,636
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	247	12,508,550
	同上以外の株式及び出資	910	9,602,037
	公債及び社債	368	6,797,612
	投資・貸付信託受益証券	483	7,213,947
	計	実 1,130	36,122,146
現金、預貯金等		1,428	69,253,141
家庭用財産		900	325,636
その他の財産	生命保険金等	382	11,231,360
	退職金及び功労金等	86	3,105,286
	立木	137	132,270
	その他の	1,205	14,453,356
	計	実 1,261	28,922,273
合計		実 1,434	258,661,717
相続時精算課税適用財産価額		108	3,647,102
債務等	債務	1,251	15,788,811
	葬式費用	1,408	2,636,078
	計	実 1,425	18,424,889
差引純資産価額		実 1,435	243,883,930
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		273	2,085,056
課税価格		実 1,437	245,968,986

調査対象等：平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。